

改正

平成30年1月31日告示第17号

令和2年3月19日告示第42号

令和4年4月1日告示第60号

大和市男女共同参画懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）に基づき、男女共同参画社会実現に向けた施策の取組の検討に資するため、大和市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行い、必要に応じて市長に意見を述べる。

- (1) プランの実施計画に関すること。
- (2) プランの進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) プランに関する調査及び研究に関すること。
- (4) プランに基づく啓発事業の企画及び実施に関すること
- (5) その他懇話会の目的を達成するために必要な事項

(構成員等)

第3条 懇話会は、次に掲げる区分により市長が選出する7人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の構成員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び座長代理)

第4条 懇話会に座長及び座長代理を置くものとし、委員の互選により選出する。

2 座長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(懇話会の招集等)

第5条 懇話会は、座長が招集する。

2 懇話会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、男女共同参画主管課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月30日から施行する。

附 則 (平成30年1月31日告示第17号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日告示第42号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日告示第60号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の大和市男女共同参画懇話会設置要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。